

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	隼瀬 悠里
論文題目	フィンランドにおける教員養成の高度化に関する研究		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文はフィンランドの教員養成について、その高度化の在り方を検討し、そこで養成される教師の専門性と抱える課題について論考したものである。その目的のために、本論文は3つの研究課題を設定し、考察した。第1の研究課題として、フィンランドの教員養成の高度化の特徴を明らかにした。第2の研究課題として、そうした高度化を支える理論的枠組みがいかん規定されているのか、またそのなかで教師の専門性がどのように捉えられているかを明らかにした。第3の研究課題として、学生や教師を対象とした調査を通じて教員養成の理念がいかん受容されているのかを検討した。本論文は以下の5章からなっている。</p> <p>第1章では、フィンランドの教育状況について、OECDによる国際調査 PISA や TALIS などに基づいて、その現状・制度と特徴について以下の点を示した。すなわち、フィンランドは1998年より9年一貫制の非選別的な総合制基礎教育制度を導入していること。教育の特徴としては教育の機会均等を重視し、行政および教育課程は柔軟に地方分権化されており、生徒個人に応じた学習支援と協同的な方法が導入されていること。また、14校ある大学の修業年限は、学士3年、修士2年のサイクルに統一され、授業料は無償であること。フィンランドの教員については、職業的人気が高く、自律性が保障されており、勤務時間も他国に比べ短く、その職務は授業中心であるが給与はさほど高くないこと、を示した。</p> <p>第2章では、特に現在のフィンランドの教員養成制度の起源とされる1970年代の改革に焦点を合わせ、フィンランドの教員養成が高度化された背景とその特徴について検討した。検討の結果として、フィンランドでは1970年代まで教員養成機関の形態が様々であったが、それが大学における教員養成に一元化された背景には、同時に行われた総合制学校改革があり、教員資格を標準化するために教員養成機関の統一が図られたことを指摘した。また、教員資格が修士号となった背景には、当時の高等教育改革によって大学卒業の基礎資格が修士号となったことがあるとともに、教員資格の格差是正に向けた働きかけや、教育学の学問的地位の向上に向けた働きかけがあったことを明らかにした。</p> <p>第3章では、フィンランドの教員養成を「研究に基礎を置く」教員養成と特徴づけた Kansanen による研究を取り上げ、「研究に基礎を置く」教員養成において獲得が目指されている教師の専門性について検討した。その結果、学生が将来教師となった時に教師としての自律性を保障するため、教授過程のみならず、自身の教育哲学や信念までも自覚するメタ理論の段階まで到達して教育学的思考を行える教師の育成が目指されていることが分かった。そして、この教師の教育学的思考を発達させるための手段として研究能力の獲得までを視野に入れた「研究に基礎を置く」教員養成の必要性が謳われていることを指摘した。</p> <p>第4章では、ヘルシンキ大学とユバスキュラ大学を例にして、実際の教員養成カリキュラムを手がかりに「研究に基礎を置く」教員養成カリキュラムについての考察を行った。その結果、「研究に基礎を置く」教員養成カリキュラムでは、二段階の教員養成のレベルが想定されており、教育実習を他の理論科目と関連づけることによって、理論と実践の往還のなかで教育実践を研究的に捉える視点の獲得が目指されていることが明らかとなった。</p>			

第5章では、筆者が実際にフィンランドにおいて実施した教員と学生へのインタビューと質問紙調査の結果を用いて、フィンランドにおける「研究に基礎を置く」教員養成の受容と課題についての検討を行った。その結果、フィンランドの教員養成の高度化における理念は教師や学生に浸透している一方で、実際の教育活動を行うなかで、教育実習の意義については高い評価があるものの、研究に基づく教員養成の効用についての評価はさほどでもないなど、研修を含む実際の職能開発の在り方と教員養成で想定されている専門性開発との在り方に齟齬がある可能性が課題として浮かび上がってきた。

以上の考察より、結論として、フィンランドの教員養成は明確な専門家としての教師像を持って制度設計されている点が評価できる一方で、研修を含んだ教師教育の視点からは制度設計が十分ではない可能性を課題として指摘した。

(論文審査の結果の要旨)

フィンランドの教員養成では、初等学校教員も含めて、修士号が教員の基礎資格とされており、その教職課程は、大学での理論学習と実習校での実践とを往還しながら、修士論文を執筆するという、「研究に基礎を置く(research based)」教員養成の理念が貫かれている。本論文はこうした理念を持つフィンランドの教員養成について、その制度的構造とそれを支える理論的背景、そして学生や現職教員における理念の受容の実態について分析したものである。そしてその知見から、いわゆる教員養成の「高度化」の在り方を検討し、そこで養成される教師の専門性と抱える課題について考察したものである。

本論文は以下の4点において、顕著な独創性と高い学術的意義が認められる。

(1) フィンランドの教員養成の歴史と制度を精査し、フィンランドが全学校教員に高度な資格と職業的自律性を要求し、大学においても「研究に基礎を置く」教職課程を構築し、学生に探究的・省察的な教育学的思考を求めることになった理由と経緯を明らかにしたこと。その結果、フィンランドの教員養成の高度化の背景には、1970年代の総合制学校改革やドイツを源流とする教授学の受容があり、教員資格の修士レベル化の背景には教員資格の格差是正に向けた働きかけや、教育学の学問的地位の向上に向けた働きかけがあったことを明らかにしたこと。

(2) フィンランドにおいて「研究に基礎を置く」教員養成や「探究型」の教育学的思考が強調される理論的背景について、その理論的中核人物である、ヘルシンキ大学名誉教授のカンサネン(Kansanen)を取り上げ、彼の主張の理念的構造を、教育学的思考モデルや外国の教員養成パラダイムの分類などを手がかりに分析したこと。その結果、カンサネンは「研究に基礎を置く」教員養成には実践スキルの獲得を中心とする基礎レベルと、自己の経験をメタ認知するための省察を行う第二段階があり、それぞれに教育と研究という二重の側面を持つ実践が必要であると考えたことなど、その理論的構造を示したこと。

(3) 「研究に基礎を置く」教員養成を行うためのカリキュラムの実態を明らかにするため、ヘルシンキ大学とユバスキュラ大学の教員養成カリキュラムを手がかりにして、「研究に基礎を置く」教員養成の内容について明らかにしたこと。その結果、カリキュラムには、教育実習を他の理論科目と関連づけることによって、理論と実践の往還のなかで教育実践を研究的に捉える視点の獲得が目指されていることを明らかにしたこと。

(4) 教員と学生に対して行ったインタビューと質問紙調査の結果を用いて、フィンランドにおける「研究に基礎を置く」教員養成の受容と課題についての検討を行ったこと。その結果、フィンランドの教員養成の高度化における理念は教員や学生に浸透している一方で、研修を含む実際の職能開発の在り方と教員養成で想定されている専門性開発との在り方に齟齬があることを示したこと。

以上、本論文はフィンランドにおける「研究に基礎を置く」教員養成を実現している制度、理論的背景、実際の学生や教員による理念の受容について重要な知見をもたらしたとともに、今日、日本の教員養成においてもテーマの1つとされている「高度化」の議論や、そこで養成されるべき教師の専門性の議論に大きな示唆を与える研究であるとして、学会などでも評価されてきた。

しかしながら、本論文については、次のような検討すべき課題も指摘された。

(1) 論文を通じて議論すべき教員養成の「高度化」について、教員資格の修士レベル化、旧師範学校の総合大学や教育学部への昇格、研究に基礎をおいた探究的教員の養成、メタ認知を可能にする教育学的思考の育成など、多角的に検討された半面、「高度化」のより統一的な定義の設定が求められるべき点。

(2) フィンランドの「研究に基礎を置く」教員養成を位置づけるためのフレームワークとして、中国・香港(Hayhoe 2002)やアメリカ(Zeichner 1983)の国際比較研究を用いているが、これらはもともとフィンランドの教員養成を含んで国際比較を行った研究ではないので、フィンランドの教員養成の高度化や探究志向型の内実を正確に位置づけるという目的に十分資するものかについての検討と、より適したモデルのさらなる究明もしくは創出が求められる点。

などである。

このように、本論文は課題を残すものの、それらは本論文の学問的な意義を損なうものではない。口頭試問においては、これらの課題についての的確な応答が行われ、本人も今後の研究課題として、それらを克服する努力を行う決意を示している。

よって、本論文は博士(教育学)の学位論文として価値あるものと認める。また、平成28年2月23日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、(期間未定)当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降